

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第24号

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
事務所	専決させる物品	専決させる者	事務所	専決させる物品	専決させる者
（略）			（略）		
佐渡地域振興局	（略）	（略）	佐渡地域振興局	（略）	（略）
	地域整備部総務課、業務課、用地・行政課、維持管理課、道路課、 <u>河川・砂防課</u> 、建築課及び県民サービスセンターに係るもの			地域整備部総務課、業務課、用地・行政課、維持管理課、道路課、 <u>治水課</u> 、 <u>砂防課</u> 、建築課及び県民サービスセンターに係るもの	
	（略）			（略）	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。